

足立区バリアフリー地区別計画 (総合スポーツセンター周辺地区編) 素案

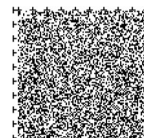
令和4年4月



足立区都市建設部都市建設課
ユニバーサルデザイン担当課

概要版

この表紙は音声コード付きです。右のマークが音声コードです。
専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取る
ことができます。



バリアフリー地区別計画の策定

■ バリアフリー基本構想とは

急速な高齢化と少子化が同時進行し、人口減少社会を迎えた我が国では、誰もが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）第25条では、「駅周辺など高齢者、障がい者等が利用する施設が集まる地区において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、区市町村が「バリアフリー基本構想」を作成するよう努めるもの」とされています。

■ 足立区におけるバリアフリー基本構想

足立区では、平成28年7月に、「足立区バリアフリー推進計画（重点整備地区選定の考え方）」をまとめました。この計画では、対象地域内の面的なバリアフリー化の必要性及び効果が高い地域として10地域を選定し、これらの地域を対象に、今後の開発の動向を踏まえつつ、必要に応じてバリアフリー法第2条24号に規定する重点整備地区を定め、「足立区バリアフリー地区別計画」を策定することとしています。

なお、「足立区バリアフリー推進計画（重点整備地区選定の考え方）」と「足立区バリアフリー地区別計画」を合わせて、バリアフリー法第25条に規定するバリアフリー基本構想として位置付けています。

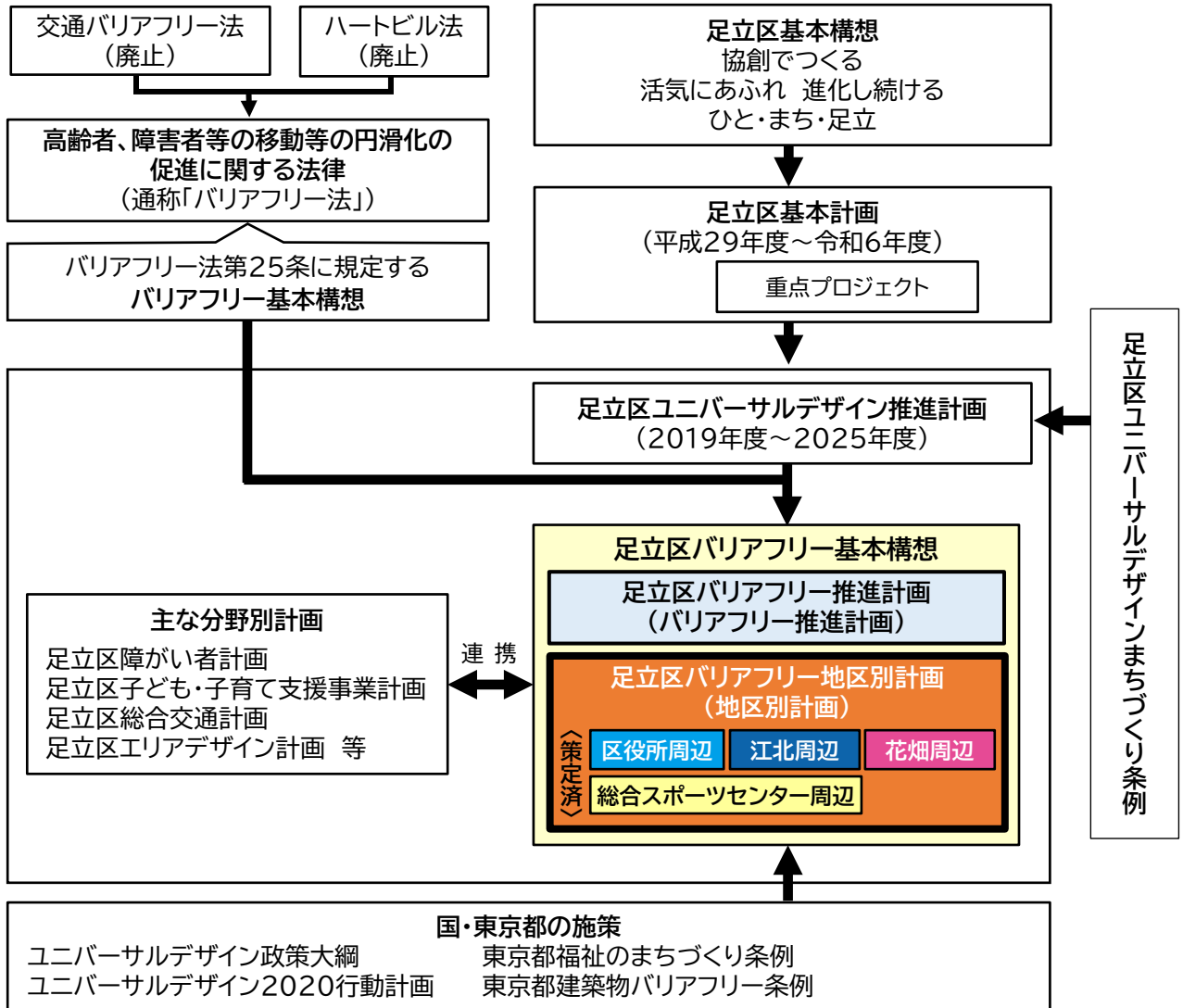
■ バリアフリー地区別計画における生活関連施設・経路・重点整備地区の設定

バリアフリー地区別計画では、バリアフリー法に定義された内容に基づき、以下のア～オを設定して重点的かつ面的なバリアフリー化を進めます。

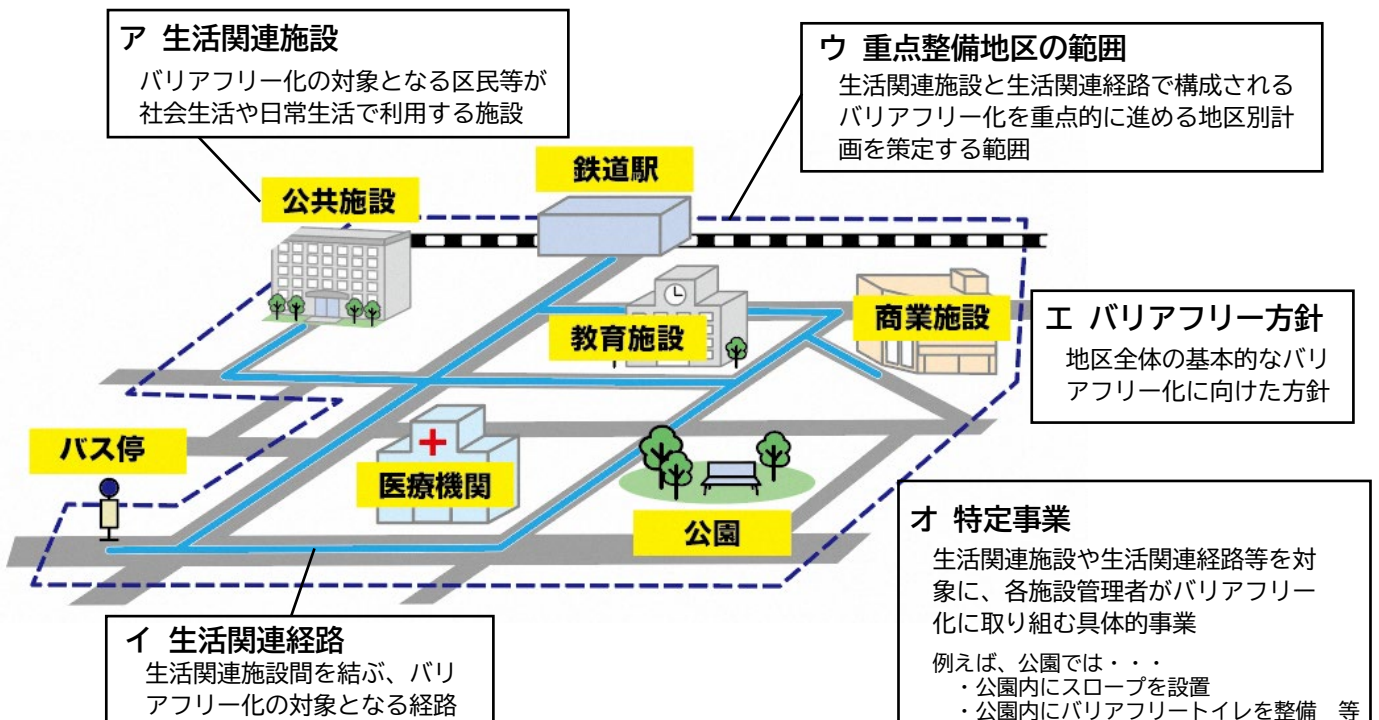
ア	生活関連施設 (法第2条第23号イ)	バリアフリー化の対象となる区民等が社会生活や日常生活で利用する施設
イ	生活関連経路 (法第2条第23号ロ)	生活関連施設間を結ぶ、バリアフリー化の対象となる経路
ウ	重点整備地区 (法第2条第24号)	生活関連施設と生活関連経路で構成されるバリアフリー化を重点的に進める地区別計画を策定する範囲
エ	バリアフリー方針	地区全体の基本的なバリアフリー化に向けた方針
オ	特定事業 (法第2条第25号)	生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各施設管理者がバリアフリー化に取り組む具体的事業

※法：バリアフリー法

■ バリアフリー地区別計画の位置づけ・体系



■ バリアフリー地区別計画で定める内容



総合スポーツセンター周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定

■ バリアフリー地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区編）の策定

令和2年11月に、総合スポーツセンターでは、障がいのある方や子どもたちを中心に、誰もが気軽に運動・スポーツやレクリエーションを楽しめるバリアフリー対応の多目的スポーツ施設として、アジア圏初となった「スペシャルライフコート」が設置されました。その設置に伴い、総合スポーツセンターをスポーツ・レクリエーション拠点としてだけでなく、高齢者から子育て中の方々、また障がい児・者の方々に利用される施設を目指し、その周辺においても一体的なバリアフリー化を図るため、総合スポーツセンター周辺地区を対象に、「足立区バリアフリー地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区編）」を策定します。

■ バリアフリー地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区編）の基本方針

本計画では、バリアフリー法等の法令・基準や地区内の現状を踏まえ、以下の3点を総合スポーツセンター周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針とします。

基本方針1

総合スポーツセンターを中心とした徒歩圏において、不特定多数の人が利用する施設とそれらの施設を結ぶ道路を対象とした面的なバリアフリー化を推進する。

基本方針2

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が公共交通から総合スポーツセンターおよび周辺施設に円滑に移動できるように、バリアフリー化された歩行空間ネットワークを形成する。

基本方針3

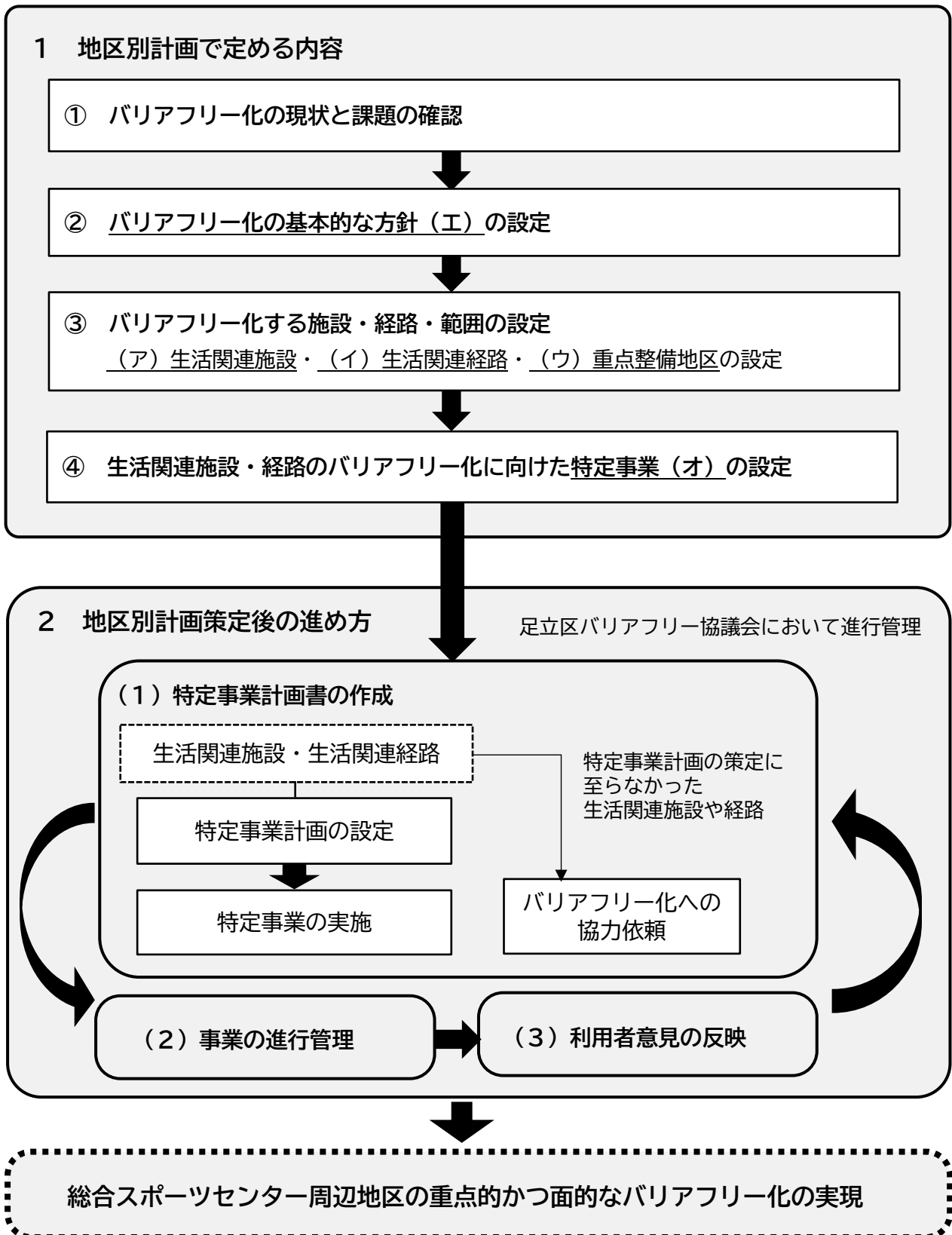
施設のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、施設を利用する方々の円滑な移動やコミュニケーションを手助けするための知識や技術を、施設の管理者や職員が身につけるために必要な研修など、施設管理者の接遇や介助水準向上を目指したソフト面の対応策も推進する。

■ バリアフリー地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区編）の計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から概ね10年間とします。

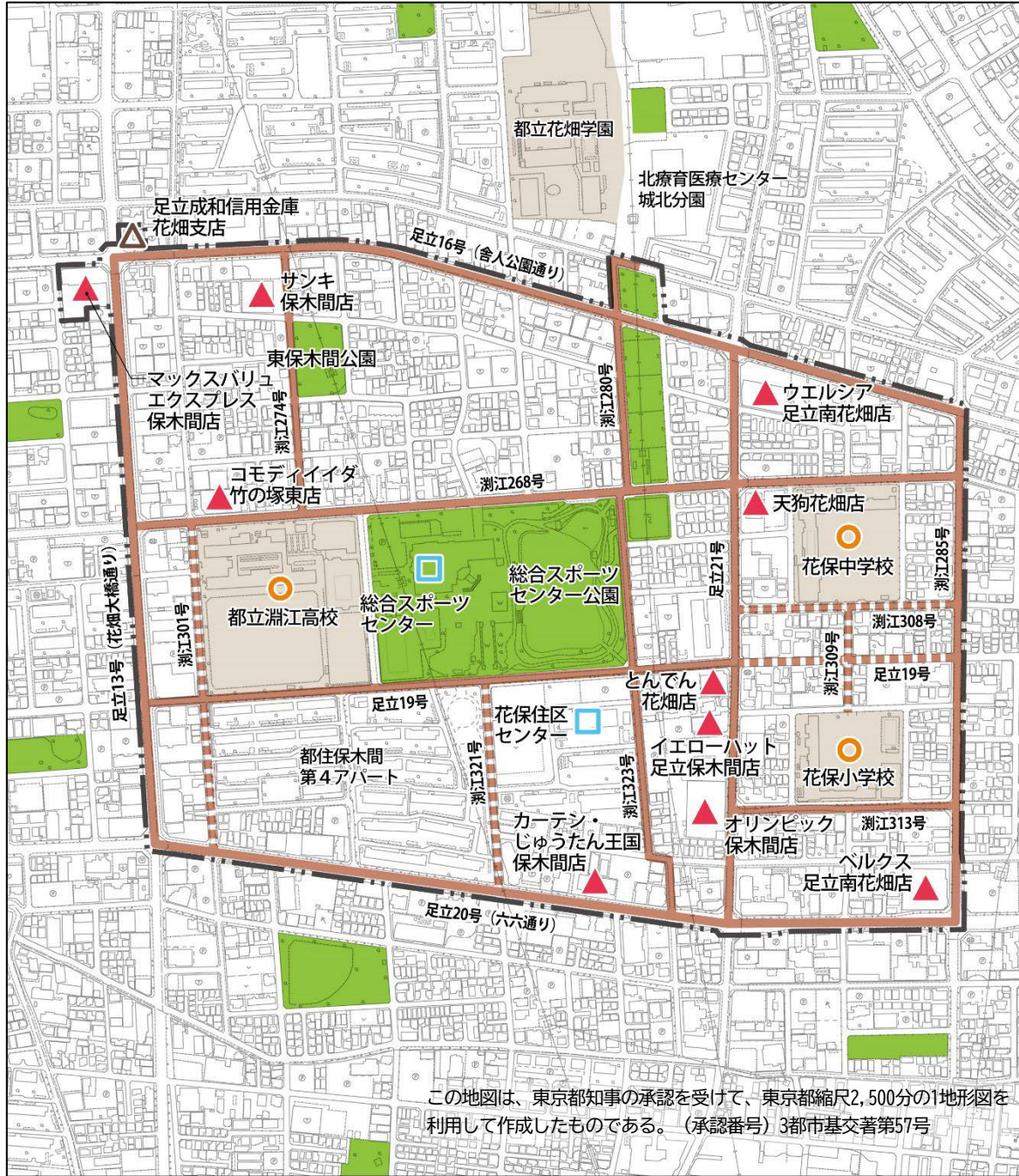
総合スポーツセンター周辺地区におけるバリアフリー化の進め方

本計画で定める内容および本計画策定後のバリアフリー化については、以下の流れに沿って進めます。









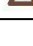




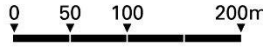

総合スポーツセンター周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の対象

本計画の生活関連施設、生活関連経路、重点整備地区の区域を以下のように定めます。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)3都市基交著第57号

 重点整備地区	
生活関連施設	
 公共施設	 公園
 教育施設	
 文化・スポーツ施設	
 保健・福祉施設	
 医療機関	
 商業施設	
 金融機関・郵便局	
生活関連経路	
 生活関連経路(主要経路)	
 生活関連経路(ネットワーク経路)	

総合スポーツセンター周辺地区における特定事業の設定

総合スポーツセンター周辺地区内のバリアフリー化を進めるため、特定事業を定め、その種類別にバリアフリー化の現状と課題や、それらを解決する取り組み、目標時期の設定を行います。

■ 総合スポーツセンター周辺地区における特定事業の種類

特定事業の種類は、バリアフリー法に基づき、下記の通り、分類します。

- 1 公共交通特定事業
- 2 道路特定事業
- 3 交通安全特定事業
- 4 公園特定事業
- 5 建築物特定事業
- 6 教育啓発特定事業

■ 総合スポーツセンター周辺地区における特定事業完了の目標時期

特定事業の完了目標時期は「短期」「長期」を基本として定めますが、現時点ではバリアフリー化が困難な施設や、実施時期が未確定な施設、既にバリアフリー化されている施設などがあるため、それぞれの事業に応じた目標時期を以下のように定めています。

特定事業の完了目標時期

短期 短期（おおむね5年以内）での事業完了を目標に実施する事業

長期 短期では事業完了できないが、長期的な取り組みにより、事業完了を目指す事業

順次 バリアフリー化の計画が具体的にあり、各施設の状況や、地区内での他の施設のバリアフリー化の進捗に合わせ、施設改修や改築を通じてバリアフリー化する施設の事業

優先度を考慮して順次

下記の状況にある施設のバリアフリー化事業

(1) バリアフリー化に向けて具体的な計画を策定していない施設

(2) バリアフリー化が施設の一部にとどまっている施設

(3) 現行法令でのバリアフリー化は完了しているが、法令改正により更なるバリアフリー化を実施する必要がある施設

1 公共交通特定事業（バス）

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題	バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
バス	バス事業者	多くのバス停で上屋やベンチ、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮し、円滑に乗降できるバス停を整備する。	優先度を考慮して順次 ○	○
			空間が確保できるバス停には、利用状況に合わせ上屋やベンチを設置する。	優先度を考慮して順次 ○	○
		足立区総合交通計画において、バス停やバスの車両に関する利用環境の向上について計画が示されている。	誰もが円滑に乗降できるノンステップバスを順次導入する。	優先度を考慮して順次 ○	○

●整備イメージ写真



上屋やベンチが設置されたバス停



ノンステップバス

●バリアフリー化の主な整備例

- ・ バスの乗降をスムーズにする段差のないバス停の整備
- ・ 上屋やベンチにより安心して待機できるバス停の整備
- ・ ノンステップバスの導入

2 道路特定事業

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
道路	足立区	歩道の狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備する。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		歩道の凹凸、段差の箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保する。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置する。	優先度を考慮して 順次 ○	○

●整備イメージ写真



歩道のセミフラット化



視覚障がい者誘導用ブロックの設置

●バリアフリー化の主な整備例

- ・ 歩行に十分な幅があり、平坦で歩車道の境界がわかりやすく、段差が少ない歩道。
- ・ 視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置

3 交通安全特定事業

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
重点整備 地区内	東京都公安委員会	交差点等で音響機能付信号やエスコートゾーンなどが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック等の設置状況や周辺の交通状況等を勘察し、必要に応じて音響機能付信号機の設置やエスコートゾーンの整備をする。	優先度を考慮して 順次 ○ ○	
		反射材料等を用いた道路標識（交通規制標識）や路面標示を設置し、誰もが安全に通行できる道路とする必要がある。	高輝度な道路標識及び道路標示の設置に関する事業を実施する。	優先度を考慮して 順次 ○ ○	

●整備イメージ写真



音響機能付信号・エスコートゾーンの整備



音響機能付信号

●バリアフリー化の主な整備例

- ・ 信号機の改良(音響機能等の改修・整備)
- ・ 道路標識・標示の補修・整備
- ・ 違法駐車行為防止の指導取締り
- ・ 横断歩道におけるエスコートゾーンの設置

4 公園特定事業（都市公園）

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
公園	足立区	出入口、園路、設備等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮して、安全かつ快適に利用できる公園を整備する。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		段差や車止めにより誰もが円滑に入出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保する。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		園路の段差や凹凸、急勾配の箇所がある			

●整備イメージ写真



車椅子やベビーカーが通行できる出入口



バリアフリースイートの外観・内部

●バリアフリー化の主な整備例

- ・ 公園の主な出入口からトイレまで視覚障がい者誘導用ブロックが設置された経路
- ・ バリアフリースイートの適正配置とその管理

5 建築物特定事業

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
足立区 施設等	足立区等	建設当時の法令や基準等に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因によりバリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、最新の法令や基準に沿うよう安全・快適・円滑に移動や利用ができる施設を整備する。	優先度を考慮して 順次 ○ ○	

●整備イメージ写真



エレベーターの設置



二段手すりの設置



視覚障がい者誘導用ブロックの設置

●バリアフリー化の主な整備例

- ・ 歩道から建物入口まで視覚障がい者誘導用ブロックが設置された建築物
- ・ 円滑に建物内外も移動できる施設の整備歩道

6 教育啓発特定事業

事業対象範囲	事業主体	バリアフリー化の現状と課題	バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
重点整備地区内	足立区	足立区バリアフリー推進計画に、移動の手助けやコミュニケーション方法に配慮した対応等に対する理解や協力を推進する啓発等について指針が示されている。	事業者及び施設管理者等が、高齢者・障がい者等に対する適切な対応及び必要な介助等を行うための知識や技術の向上を図るため、職員・従業員等の教育の充実を図るよう事業者等に働きかける。	○	○
			区民に対して、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国出身の方等への接し方や支援の方法を学び、理解と協力を深めるよう働きかける。	○	○
		足立区バリアフリー推進計画に、区民一人ひとりの配慮を必要とする「心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの機運の醸成」について指針が示されている。	区民に対して視覚障がい者誘導用シートやブロック、バリアフリースイッチ、障がい者等用の駐車スペースなど、必要としている人が利用できるようにルールを守り、マナーの向上に努めるよう働きかける。	○	○

●事業イメージ写真



児童へのユニバーサルデザイン講座



ユニバーサルデザイン講演会

足立区バリアフリー地区別計画
(総合スポーツセンター周辺地区編) 素案

概要版

発行年月：令和4年4月

発行：足立区 都市建設部 都市建設課

ユニバーサルデザイン担当課

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5111 (代表)



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

